

建て得バリューライト(中国)

2018 年 9 月 18 日実施

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

料金その他の供給条件の内容(建て得バリューライト(中国))

1 契約種別

この料金その他の供給条件の内容(以下、「この料金表」といいます。)の対象となる契約種別は、次のとおりといたします。

建て得バリューライト(中国)

2 対象となるお客さま

- (1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となり、使用する最大容量(以下、「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満のお客さままで、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。
なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。
 - イ 需要場所について、自身が居住するZEHであり、かつ当社がZEHであることの確認ができること。
 - ロ 当社が別途認める場合を除き、新築当初から当社と需給契約を契約されること。
 - ハ ZEHの窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。
 - ニ ZEHに設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。
- (2) 需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなつたお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものといたします。

3 供給条件の変更

- (1) 託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この料金表を変更することがございます。この場合、当社は、あらかじめ変更後のこの料金表の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの料金表によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後のこの料金表を記載した書面を交付いたします。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものといたします。
- (3) この料金表の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、需給契約の申込みをもって承諾していただいたものといたします。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
 - ハ 上記にかかわらず、この料金表の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことといたします。
- (4) 料金は1月の使用電力量によって算定した電力量料金といたします。また、計画書に記載された各電力使用量と、実際の電力使用量が著しく異なる場合は、料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

4 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情等に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

5 電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがございます。

6 料金

料金は、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。

電 力 量 料 金	定額料金	1契約につき最初の120キロワット時まで	2,473円23銭
	従量料金	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	26円42銭
		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円46銭

7 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降2年目の日までを最低の単位といたします。
- (2) 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客様、または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
なお、同一条件での継続は最大4回までといたします。

8 その他

- (1) 当社は、各月の最大需要電力(託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。)等から需給契約が不適当と認められる場合には、需給約款23(適正契約の保持)に定めるところにより、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

- (2) 当社は、定額料金および料金適用上の電力量区分の日割計算は別表 2(定額料金等の日割計算の基本算式)によって行うものといたします。

附則(実施期日)

この料金表は、2018年9月18日から実施いたします。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$$

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$$

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合

平均燃料価格は、39,000 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次

のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日(閏年は 2 月 29 日)に属する料金の算定期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	料金の算定期間の末日が翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金の算定期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	24 銭 1 厘
-------------	----------

2 定額料金等の日割計算の基本算式

(1) 定額料金を日割りする場合

1月の定額料金 × 日割計算対象期間の日数 ÷ 計量期間等の日数

(2) 電力量区分を日割りする場合

定額料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象期間の日数 ÷
計量期間等の日数

なお、定額料金適用電力量とは、(1)により算定された定額料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × 日割計算対象期間の日数 ÷
計量期間等の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(3) (2)によって算定された定額料金適用電力量、第1段階料金適用電力量の単位は、 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。